

ローエイシア ニューズレター

No.42 (2023年10月)

日本ローエイシア友好協会

今後の活動に向けて



日本ローエイシア友好協会会長
元ローエイシア会長
小杉 丈夫

1. はじめに

前回41号のニューズレター発行から1年近くを経過し、ようやくここに42号を発行できることとなった。本号は、本年9月2日から4日にかけて、ローエイシア主催、日弁連、福岡弁護士会共催、日本ローエイシア友好協会後援の形で、福岡弁護士会館を主会場として開催されたローエイシア福岡人権大会の特集となっている。

2023年4月に始まる本年度は、過去3年に引き続き、コロナ禍の影響を受け、活動に大きな制約を受けた。そのような状況の中で、当協会が国際民商法センター、商事法務研究会と共に2020年に創設したアジアビジネスフォーラム (ABLF) は、4月に「アジア・環境・人権～故上柳敏郎弁護士から次世代へのメッセージ」をオンラインで開催し、同年6月には法務省主催の日アセアン関係樹立50周年の記念行事に協力し、「ビジネスと人権」についてのセミナーを開催することができた。

2. 福岡国際人権大会

ローエイシア本部の行事が日本で挙行されるのは、2017年の東京大会以来である。ローエイシア本部からは、Pang会長（香港）、Divan副会長（次期会長、インド）、Hughes元ローエイシア会長（オーストラリア）ら多数の役員が参加された。

大会は、2日のローエイシア役員と日弁連の会議（ローエイシアからの表敬）、歓迎レセプション、3日の全体会議、分科会とかなり忙しいスケジュールであった。いずれも、熱意あふれる、国際会議にふ

さわしい雰囲気でも、大成功であった。とりわけ、日本各地から参集した若い弁護士等の積極的な会議参加を頼もしく感じた。

本大会のテーマは「国境を越える人権侵害と弁護士による保証」であった。小林元治日弁連会長、長年ローエイシア人権活動に貢献された東澤靖弁護士を先頭に、日本の弁護士のプレゼンスをローエイシア本部に強く印象づける大会であった。日弁連、福岡弁護士会の一年余にわたる準備と努力が十分に報われた会議であった。

3. 「ビジネスと人権」と今後の活動

福岡人権大会の参加者は内外の弁護士に限られており、テーマも弁護士の人権活動に焦点を当てたものであった。その一方で、世界的に取り上げられている「ビジネスと人権」には、弁護士の垣根を越えた、企業、学者、市民との協働が求められている。そして、冒頭でも紹介したとおり、当協会はABLFの活動を通じて、この難しい課題に意欲的に取り組んでいる。

オールジャパンの企画は、当協会しか出来ないものであり、蛸壺的な日本の法律家の在り様を少しでも変革する取組みとして、更に発展させて行きたい。

未だコロナ禍は完全に終息していないけれども、人の往来も増え、国際会議も頻繁に行われるようになってきた。ITや創造AI、メタバースなど新しいテクノロジーが社会を大きく変革する時代になった。時代に置き去りにされないように協会の組織、活動を点検・強化する必要性を痛感している。

武力紛争と弁護士会



日本弁護士連合会
会長

小林 元 治

福岡で開催されたローエシアの第4回人権大会において、私は、「武力紛争や大規模人権侵害：被害者救済のための弁護士会の協働」と題するセッションで、発表を行う機会を持った。イングランド・ウェールズ、インド、マレーシアの弁護士会の会長や代表者が参加したセッションである。内容は、武力紛争がもたらす大規模人権侵害に、弁護士会がどのように向き合うのかという、極めて重大なテーマであった。

今日の日本の弁護士会は、武力紛争、すなわち戦争とともに生まれ、戦争への反省の中で育ってきたと言っても過言ではない。敗戦後に日本の国民がようやく獲得した平和と人権の憲法の下で、日弁連は、何よりも二度と戦争を起ささないために平和憲法を堅持すること、そして平和の礎となる人権と社会正義の実現を弁護士の使命として掲げてきた。憲法と同じ時期に国連で採択された世界人権宣言は、人権の尊重が「世界における自由、正義及び平和の基礎である」と宣言したが、日本の弁護士会も同じ思いであった。日本の侵略戦争の犠牲者についても、日本国内あるいはアジア太平洋地域を問わずに、多くの日弁連会員が犠牲者の権利回復のために活動し、日弁連はそうした活動を支援してきた。

しかしながら日本の弁護士・弁護士会は、過去の戦争責任や、世界中で止むことのない武力紛争や大規模人権侵害にどのように向き合うべきなのかという課題に直面し続けてきている。最近のロシアによるウクライナ侵攻と長引く戦争は、そうした課題を

改めて認識させることになった。ウクライナ紛争が提起したのは、ロシアの侵略に対して国際的な法の支配をどう維持するのかという問題だけではない。その戦争で犠牲となる多くの市民の権利、そしてウクライナの法律家の支援のために、弁護士が国境を超えてどのように連帯することができるのかという課題でもある。

今年の4月、日弁連は、G7諸国弁護士会の代表による会合を主催した。その会合では、ウクライナ紛争が中心的な議題となり、それに関する共同声明を採択した。その声明は、ロシアの行動を法の支配に違反するものとして非難するとともに、法の支配のために活動するウクライナの弁護士への連帯を表明し、武力紛争下にあっても弁護士・司法・弁護士会の独立を確保することが不可欠であることを訴えた。

セッションでは、ウクライナの弁護士へのさらなる連帯を求める訴えもあった。他方で、世界の武力紛争はウクライナだけではなく、他の紛争でも、より多くの犠牲者があり、より多くの困難に弁護士が直面していることを指摘する発言もあった。それらは、いずれも必要な視点である。視点や国ごとの違いはあっても、弁護士には必ず共有できる価値観がある。それは、人権の尊重、法の支配、弁護士の独立である。その価値観の下に弁護士は、武力紛争や重大な人権侵害に対する共同した行動を取ることができる、私は固く信じている。

福岡大会からベンガルールへ



日本ローエイシア友好協会
副会長・ローエイシア元会長
鈴木 五十三

今年の第36回年次大会は、11月24日から27日まで「すべてのことを、どこにおいても同じ時に。デジタル時代の法律実務Everything, Everywhere, All at once : Lawyering in the Digital Age」というテーマで、インドのシリコンバレーと言われるベンガルールで開催される。コロナが明け、in-personの年次大会としては、昨年のシドニー大会に続くものとなった。来年はマレーシアで、最高裁判所長官会議と並行して開催され、その後、ベトナムでの開催が予定候補となっている。

9月7日から福岡で開催された第4回人権大会は、専門会議と呼ばれるミニ大会で、年次大会の中間に開催される。シドニー大会以後、専門会議も、in-personの原則に復帰した。その前は、昨年8月のマレーシアでの「戦争、紛争における人権」をテーマにした第3回人権大会も、完全なオンライン会議であった。今年になってからは、8月に、マレーシア、サヴァでの労働法大会がin-personで開催され高谷常任理事が参加された。特筆されるのは、in-personを原則としつつも、並行して、オンラインを活用しての会議がローエイシアウェビナー会議として開催されることとなった点である。今年、9月にベトナムで開催されたベトナム投資取引法会議は完全オンラインで行われた。法律家交流の新しい展開を伝えるものである。

執行委員会では、この一年、メリッサ会長（香港）の下で、やつぎ早に司法の独立に関する声明を发出している。4月には、スリランカで司法の独立がおびやかされることへの懸念の表明、イスラエルでの司法の独立が侵害されることに対する反対の表明、7月には、香港弁護士に対する賞金付き逮捕状発令に対する国家保安法適用拡大についての懸念の表明

である。通常、声明文案は決議なしで採択されるが、香港での逮捕状問題については、決議での採択となった。執行委員会内の協議経過、決議内容については、ローエイシアとして守秘事項とされているので、詳細は明らかにできないが、協議過程では、香港での公表資料が提出された。一つは、国家保安法の内容およびその域外適用が特異でないことを論じたバリスターの論文であり、もう一つは、反政府的な歌の歌唱の禁止を求めた仮処分を却下した高等法院の判例であった。声明は发出されたが、その可否を巡る協議において、執行委員間での法的論争が行われた。執行委員は、オーストラリア、アメリカ、香港、台湾、中国、日本、マレーシア、スリランカ、インド、シンガポール、フィジーからの選出されている。いずれも、母体弁護士会を代表するものでなく個人資格での活動と理解されている。政治問題としてアプローチされた賞金付き逮捕状問題も、執行委員会において法的論争とされるところを実見すると、政治論争が法的論争に移しかえられる貴重なフォーラムとしてローエイシアが存在することを実感することになった。

最後に、ローエイシア本部に籍をおくものとして福岡で成功裡に実現した第4回人権大会の開催に尽くしていただいた多くの関係者にこころからお礼を申し上げます。かつて2012年の札幌での家族法大会は、2017年の東京での年次大会の大成功の重要礎石となりました。今回の福岡大会も、やがて迎える日本での年次大会に向けて重要な一歩となり、福岡大会への参加を通じて、アジア太平洋地域での弁護士活動への参加を一層目指す若い人たちが輩出されることと確信しています。ありがとうございました。

ローエイシア第4回人権大会（福岡大会） に参加して



日本ローエイシア友好協会副会長
ローエイシア執行理事

小原正敏

第4回ローエイシア人権大会は、本年9月2日（土）から4日（月）にかけて、福岡市において、日弁連・福岡県弁護士会共催で開催された。日本で開催されるローエイシアの大会としては、2017年の東京大会以来6年ぶりであり、人権大会の開催は初めてであった。

大会初日はソラリア西鉄ホテルで、ローエイシアの執行理事会が開催され、それに引き続き、ローエイシアの会長・執行理事と小林元治日弁連会長との意見交換会がもたれ、夕刻から、ウェルカム・レセプションが開催された。

小林日弁連会長とローエイシアの会長・執行理事との意見交換会では、友好的な雰囲気の中で、若手弁護士やダイバーシティを含むアジア諸国と日本の弁護士・弁護士会の状況について、率直な意見交換がなされた。日弁連会長と国際法律家団体の会長・役員が、このように直接、親しく意見交換する機会は稀であるだけに、わが国で今回のような法律家団体の国際大会を開催できたことの意義が再確認された。

同日の夕刻から開催されたウェルカム・レセプションは、華やかで賑やかなものとなった。海外からは17の国と地域から100名近く、また国内からも200名近い参加者があり、新たな出会いや友人との再会等交流の輪が広がり、大いに盛り上がった。

2日目は、新しい福岡県弁護士会館において、午前9時30分からの開会式に始まり、午前中は、全体セッションとして、「武力紛争や大規模人権侵害：

被害者救済のための弁護士会の協働」という重要なテーマについて、5名の専門家による報告と質疑応答がなされ、午後からは、「移民・難民に対する人権侵害の救済とアジア・太平洋地域の弁護士の役割」、「アジア地域の死刑廃止に向けた弁護士および弁護士会の役割」、「子どもの権利と地球温暖化等の環境破壊」、「ジェンダー暴力に対する国境を越えた取組—オンライン上の女性への暴力」をテーマとした4つの分科会セッションが持たれた。

最終日は、午前中、外国からの参加者のための裁判所・検察庁訪問があり、午後には、最終となる全体セッションが、「ビジネスと人権における効果的な救済の実現に向けて—国境を越える弁護士の役割と協働の可能性」をテーマに、各国の実情の報告と意見交換がなされた。いずれのセッションも、各国でその分野で活躍する法律実務家によるものであっただけに、内容の濃い、質の高いものであった。多くの若手弁護士を含む全ての参加者に、有益な情報と刺激を与えたものと思う。

今も各地で紛争や人権侵害がある中で、この大会は、日本とアジア各国の弁護士・弁護士会が、法の支配と人権擁護のため、どのように連帯・協働できるかを考える契機を提供したとともに、福岡という地で、福岡弁護士会をはじめとする多くの関係者のご尽力により、大会が成功裏に終わられたことは、弁護士・弁護士会の国際人権擁護活動を日本各地に広めるうえでも、大きな意義があったと思う。

ビジネスと人権と弁護士



日本ローエイシア友好協会
常任理事

酒井 邦彦

日本とASEANの友好協力50周年を迎えることをお祝いして、2023年をThe Year of ASEAN-Japan Friendship and Cooperationとして、各種の記念事業が行われているところ、7月3日からの週を「ビジネスと人権」ウィークと銘うち、政府、財界、研究機関等において、同テーマで、シンポジウム、研究会、対話などの様々なイベントを行いました。その中で、国際民商事法センター（ICCLC）は、日本ローエイシア友好協会の後援を得て、「ビジネスと人権」における人権デューデリジェンスの実践、マイノリティの保護、法律家の役割等に焦点を当て、シンポジウムを開催いたしました。

セッションは全てがとても興味深いものでしたが、その中で、考えさせられたのは、国連ビジネスと人権作業部会委員で、米ワシントン大学ロースクール教授のアニタ・ラマサストリーさんの発表における問題提起でした。

それは、ビジネスと人権において、弁護士がかなり必然的に抱える利益相反関係のことです。まず、私たち弁護士は、人権を尊重する義務を有しているわけです。それは、経済的利益を度外視してでも行うべき弁護士としての崇高な使命なのです。しかし、それと同時に、弁護士は、クライアントをハッピーにするためにその利益を最優先しなければならないという義務も負っています。弁護士は、クライアントから収益を得ていて、それがなければ弁護士という職業も成立しません。そして、ビジネスと人権の適用場面においては、例えば、企業が人権上問

題のある行動に出る時などには、この二つの義務が正面から相反する場合があります、その場合、あなたならどうしますか？という解決困難な問題に直面するのです。というのも人権を尊重しなさいという場合のステークホルダーは、人権侵害の被害にあっている人々なのですが、クライアントの利益を守りなさいという場合のステークホルダーは、雇主である企業なので、私たちは、異なる、時として対立する二つ以上のステークホルダーのために、弁護士として関わっていかなければなりません。もし人権尊重を第一として企業の利益を損ねれば、職を解かれるでしょうし、もし、企業を擁護すれば、人権侵害を助長したとの誹りを受けかねないわけです。このように、この新しい「ビジネスと人権」という分野では、弁護士は、新しく、そして、解決が著しく困難な課題を抱えているのです。最近、世間をにぎわしているジャーニー喜多川氏の性加害問題において、ジャーニーズ事務所の顧問弁護士は、まさにこの解決困難な課題に直面し、企業側の利益に重きを置き、批判を受けているのですが、これはその弁護士一人の問題でなく、今後法曹界を挙げて取り組んでいかなければならない課題だと思います。

2023年 LAWASIA Employment Law Conference



日本ローエイシア友好協会
常任理事

高谷 知佐子 (47期)

2023年6月にLAWASIA Employment Law Conferenceがマレーシアのコタキナバルで開催された。同ConferenceはLAWASIAのEmploymentコミッティーが中心になり企画されたEmploymentにフォーカスしたもので、6月8日から10日の3日間、セッション数としては10セッションが実施された。コロナ後のリアル開催であること、また場所がコタキナバルという風光明媚なリゾート地であったことから、約100名ほどが参加し、中々の盛況ぶりであった。

私もSession 3「Is the Old Eroding? Are the Separate Categories of Employment and Contractors Still Appropriate?」にスピーカーとして参加した。同Sessionでは、日本でもフリーランスの問題が注目されているところ、各国においてギグワーカーの増加とその保護についてどのような問題があるかといった議論がされた。スピーカーは私の他、インドネシア、韓国、マレーシアから1名ずつであり、マレーシアのAlex De Silva弁護士がモデレーターを務めた。私からは、日本で弁護士は個人事業主であることが多く、よってアソシエイトといえどもパートナーの「指揮命令下」で働くわけではないということをとったところ、「なんと、それではどうやってアソシエイトに仕事をさせるのだ!?', 「アソシエイトがパートナーの言うことを聞かなくなるんじゃないのか?」など、予想外の盛り上がりを見せ、Session終了後も「あれは面白かった」など、聴衆からも感想を言われるなどした。

その他のSessionとしては、「Employment Law and Commercial Law: M&A and Liability Insurance: Important Crossover Issues」, 「The Complexities of Employment Law Reform」, 「Working from Home: Some Complex Issues」などがあったが、特に盛り上がりを見せたのは、AIやChatGPTを話題にした「Artificial Intelligence: Wide Ranging

Implications for Employment」, コロナ禍の下でのリモートワークの広がりなど新しい働き方を背景にした、「Endemic Issues: Panel Discussion on Important and Ongoing Problem Issues Including Mental Health, Work Place Discrimination, Bullying and Harassment」などがあつた。

Employment Law Conferenceは、弁護士の中でも特に人事労務を専門にする弁護士が多く参加していることもあり、共通の法的問題に取り組んでいたりと、問題意識が同じであることも多く、コーヒープレーク中の雑談であっても色々な気づきがあつたり、人的なつながりを得ることができるなど、非常に有意義なカンファレンスである。今回の参加者を見ると、国籍としては韓国がとても多かった。何故韓国からの参加者が多いのか?と韓国人の参加者に聞いてみたところ、どうやらコタキナバルは韓国人にとって新婚旅行などカップルで旅行する先としてとても人気があるなど、韓国人の間で人気のリゾート地だそうで、韓国からの参加者は、「コタキナバルだから参加した」という人が結構多かった。なるほど、確かに会場のホテルでも、朝食には韓国料理コーナーが設置されていた。

ソーシャルイベントとしては、初日のWelcome ReceptionがSunset Beachというコタキナバルでも(カップルに)特に有名なビーチにあるバースペースで行われ、名前の通り美しい夕焼けを皆で楽しんだ。2日目の夕食は特に予定がされていなかったもので、私はカンファレンスに参加していた韓国人の若手弁護士達とシーフードを食べに行った。水槽から活きのよさそうな魚やカニを選び、それを自分たちのチョイスした調理法で料理してもらおうというレストランであり、地元の人にも大変な人気であった。久しぶりに他国の若手弁護士と話すことができ、楽しい時間を過ごすことができた(という感想を持つところ、私も大分年を取ったのかもと思う)。

ローエイシア福岡人権大会



元福岡県弁護士会会長 (2018年度)
元日本弁護士連合会副会長 (2020年度)

上田英友

1 はじめに

ローエイシア福岡人権大会が、2023年9月2日から4日までの日程で、福岡県弁護士会館を主会場として開催された。ローエイシアの人権大会は、アジア太平洋地域で人権のための事件や活動に関わっている弁護士が一堂に会して情報交換を行い、交流を図るために開催されている。第1回は2019年にインド（ニューデリー）で開催されたが、コロナ禍のために、翌年は中止となり、その後も、第2回韓国（ソウル）と第3回マレーシア（クアラルンプール）は、オンライン開催であった。今回は、初めての日本開催で、4年ぶりの対面開催となった。

2 歓迎レセプション

初日の夜、福岡市内のホテルで歓迎レセプションが行われ、海外（13か国・地域）からの55名を含む221名が参加した。小林日弁連会長の乾杯に始まったパーティーは、4年ぶりの対面開催とあって、参加者の交流がとても盛り上がりがあった。

3 式典

二日目の午前中、福岡県弁護士会館にて、開会式が行われ、来賓の服部誠太郎福岡県知事の挨拶に始まり、主催者を代表してローエイシアのメリッサ会長、日弁連の小林会長、福岡県弁護士会の大神会長がそれぞれ挨拶を行った。海外（15か国・地域）から60名、国内193名の合計243名の参加があり、厳粛な中に強い熱気が感じられる式典となった。

4 セッション

大会テーマは、「国境を越える：人権侵害と弁護士による保護」であり、2日間の日程で全体及び分科会セッションが行われた。セッションのテーマは、「武力紛争と大規模人権侵害」、「移民・難民」、「死刑廃止」、「子どもの権利と環境破壊」、「オンライン上の女性への暴力」、「ビジネスと人権」であった。

テーマ選定と本番までの準備は、日弁連の国際人権問題委員会を中心として、各関連委員会の委員で構成されるチームが担った。セッションでは、10か国39名の登壇者による報告と議論が行われたが、参加者の熱気に包まれながら、どのセッションも成功裏に終わった。大会テーマである「人権侵害に対する国境を越えた弁護士の役割」の重要性が全てのセッションで強調され、ローエイシアの存在意義が改めて確認された大会であった。

5 法曹施設見学

大会3日目の午前中は、海外からの参加者を対象とする法曹施設見学（裁判所・検察庁訪問）が実施された。裁判所訪問では、裁判員裁判が行われる大法廷に案内された。田口福岡地裁所長からの挨拶の後、裁判所施設の説明があり、法廷内の写真撮影が許可されたので、参加者は、記念撮影をするなど法廷見学を楽しんでいた。検察庁訪問では、可視化の設備のある取調べ室を見学した後、福岡高検の検察官が参加者からの質疑応答に応じた。

6 大会準備を振り返って

準備に当たっては、日弁連の国際人権問題委員会と福岡県弁護士会の国際委員会の委員を中心とする準備チームを立ち上げ、打ち合わせを入念に行った。4年ぶりの対面開催ということもあって、海外からの参加者が集まるかどうか懸念されたが、幸いなことに海外から60名もの参加があり、全体で250名規模の大会となった。

大会当日は、福岡県弁護士会国際委員会の委員を中心として30名以上の弁護士が運営に当たった。

ローエイシアの人権大会の日本開催に際し、東京ではなく、地方の弁護士会である福岡県弁護士会で実施できたことで、今後の日本における国際会議の開催地域の広がりを感じさせる大会でもあった。

国境を超えた人権侵害と弁護士の協働

——第4回ローエシア 人権大会(福岡)を終えて



前ローエシア人権委員会共同議長
明治学院大学教授

東 澤 靖

人権侵害の影響は、もはや一つの国にはとどまらない。そして、それに取り組む弁護士も、それぞれの法域を超えた協働が必要となる。2023年9月に福岡で開催された第4回ローエシア人権大会：「国境を越える：人権侵害と弁護士の協働」は、まさにそうした課題を取り上げた。武力紛争と大規模な人権侵害の犠牲者に対し他国の弁護士・弁護士会はどう向き合うことができるのか。グローバルなビジネス・サプライチェーンの末端で放置されてきた人権侵害の被害者を、弁護士がどのように救済に結びつけるのか。さらには、移民や難民の保護、アジアで広く残り続ける死刑制度、気候変動が進む中での次世代の子どもの権利、そしてバーチャルな空間で増幅されるジェンダー暴力。そうした人権侵害は国境に関わりなく広がっているからこそ、国際的ネットワークによる取り組みを作り出す必要がある。

私は、2016年から2022年まで、ローエシアの人権委員会共同議長を勤めた。同じ共同議長であったインドのデヴァン弁護士（次期ローエシア会長）とともに、人権に関わるアジア太平洋地域の弁護士が、情報や経験を交換し、共通の問題に法域を超えて取り組むことができる場を作ろうとしてきた。その重要な試みの一つが、各国持ち回りでの人権大会の開催である。2019年のニュー・デリー大会を皮切りに、新型コロナの世界的な蔓延で一時は停止したものの、2021年（韓国）と2022年（マレーシア）にはオンラインでの開催を続けてきた。そして、今回ようやく対面での開催を復活させることができた。

福岡人権大会は、ローエシア（人権委員会）・日弁連（国際人権問題委員会）・福岡県弁護士会（国際委員会）が主催団体となり、約1年前から準備を進めてきた。それに加えて、日本ローエシア友好協会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・大阪弁護士会・九州弁護士会連合会など、幅広い後援をいただいた。何よりもこの大会を実現させた駆動力は、福岡県弁護士会の多くの弁護士、そして日弁連国際課の事務局による日夜を問わない準備であった。福岡県弁護士会館で整然と運営された大会は、海外からの参加者を含めて、賞賛の的であったことは言うまでもない。閉会式の総括において、私は、30年前に福岡で起こった張振海事件について語った。天安門事件から逃れて政治亡命を求めた労働者の事件である。福岡の地は、まさに国境を越えた人権を語るのにふさわしい地であることを、示したかったからである。

大会の成功は、当初の想定参加者（150名）の2倍以上となった登録者数（301名）にも現れている。しかし真の成功は、各セッションのスピーカーや会場発言において、全国から集まった中堅・若手の弁護士が、充実した発表や熱心な質疑に参加したことに現れている。国境を越えた人権活動を当然のように語り合える多くの弁護士の存在、そのことは、日本の法曹界が新しい時代を迎えたことを象徴する出来事でもあった。

ローエイシア 2023年シドニー年次大会から 2023年福岡人権大会 そしてその後へ



弁護士
秀 嶋 ゆかり

1 私がローエイシアと直接かかわったのは、2014年に札幌にてローエイシア第5回家族法と子どもの権利に関する国際会議を開催することになった際である。当時、私は札幌弁護士会の国際室室長を務めており、芝池弁護士、加藤弁護士をはじめ国際室委員を中心に準備を担った。鈴木五十三先生や大谷美紀子先生等に大変お世話になり、無事開催することが出来た。

2 それから約8年経過した2022年11月、日弁連副会長として、シドニーでの年次大会に参加させていただく機会を得た。鈴木五十三先生に全面的にコーディネートいただき、日弁連国際室の方々にも大変お世話になった。

コロナのパンデミックがようやく少し落ち着き、シドニー大会は、マスクなしで各国から参加した法律家が、ロシアのウクライナ侵攻をはじめ今なお紛争が続く中で、法の支配について正面から各国の状況を報告し、議論する場となった。ローエイシアとして、法に基づく人権擁護の役割を、各国の政治・社会情勢の困難がある中で、どのように果たしていくべきかを模索し、様々に取り組もうとしていることに、率直に感動し、同じ法律家として勇気をいただいた。各国の弁護士達がDV等をはじめ様々な課題について果敢に議論を展開していることにも、また、最終日前日のレセプションの雰囲気や皆さんが美味しい食事をいただき闊達に歓談されている様子を沢山のエネルギーももらった。鈴木五十三先生のご配慮で、各テーブルをまわり、2023年の福岡人権

大会にご参加くださいとのメッセージを伝えることが出来た。開会式の間では、鈴木五十三先生が上柳敏郎弁護士の追悼メッセージを読まれ、参加者の追悼の気持ちがひとつになったことも忘れがたい。

3 2023年9月2日～4日、福岡で開催された国内初めてのローエイシア人権大会には、20か国近い国々から、想像を超える300名程の弁護士等が参加し、充実した全体会、分科会等が行われ、成功裏に終了した。特に印象に残ったのは、子どもの権利と気候変動の分科会と、ビジネスと人権に関する分科会であった。

特に、子どもの権利と環境変動の分科会では、未成年女性2人が、それぞれに闊達に取組みを含めて報告された。2人とも、ウェブで同様の志をもった子どもたちと繋がって発信しており、国連子どもの権利委員会の委員長を務める大谷美紀子弁護士にも、子どもの意見表明権の重要性を重ねて強調し、そのような場が少ないことを指摘していた。

4 今後も、アジア太平洋地域を中心とした弁護士・法曹と一緒に議論する場は極めて重要である。そして、より多くの日本の弁護士が国際会議に参加し、議論の場に加わることで、国際社会における弁護士の役割を再認識する非常に貴重な機会、経験になる。それは、平和憲法をもつ日本の法律家の役割を果たすことにも繋がると確信する。

LAWASIA福岡人権大会を終えて



ローエイシア
副理事
北村 聡子

1 LAWASIAとの関わり

私とLAWASIAとの最初の出会いは、2008年10月にマレーシアのクアラルンプールで開催された年次大会だ。このときは国際室の嘱託として、当時執行委員をされていた鈴木五十三先生のアテンドとして参加した。アテンドといっても私が鈴木先生のためにしたことは何もなく、むしろ初めての国際会議参加で右も左も分かっていなかった私は、鈴木先生から色々なことを教えていただきながら大会を楽しむという、何とも貴重で有り難い数日間であった。

その次は2017年9月の東京大会で、当時国際人権問題委員会の副委員長だった私は、全セッションのうち、人権に関連するセッションのコーディネーターを務めることとなった。国際会議の運営に関わることは初めてだったので手探りの日々であったが、セッションはいずれも大過なく終えることができた。しかし、欲張って“Human Rights Lawyers' Night”という企画に挑戦してみたところ、セミナーまでは順調だったが、その後の懇親会では、事前に申し込んでない人が多数参加していて席が足りなくなるわ、お金を払わないと主張する人がいるわ（人を誘った場合はおごるのが常識だという言い分）で、企画したことを思わず後悔した。が、今となっては、異文化交流の楽しさだけでなく難しさも学べたという意味で、貴重な体験であったと思う。

その後は2020年6月、LAWASIAがコロナによるパンデミック後に初めて開いたウェビナー“Access to Justice during the Covid-19 Pandemic”に、また2022年8月のLAWASIA第3回人権大会で“Hate speech & Fake Speech”というセッションに、い

れもパネリストとしてオンライン参加した。

2 LAWASIA福岡人権大会に参加して

(1) 2023年9月2日～4日に福岡で開催された第4回LAWASIA人権大会については、当初は、9月2日午後に日弁連と大韓弁協（KBA）の共催で開催されたプレセッションの準備担当者として関わることになった。しかし、プレセッションを準備し始めた今年5月、LAWASIA人権委員会の前共同議長である東澤靖先生の命を受け、人権大会本体の全セッションのコーディネーターも務めることとなった。

(2) プレセッションについて

KBAとのプレセッションが発案されたきっかけは、私が日弁連国際人権問題委員会の委員長をしていた2021年に、KBAの国際人権委員会と共に、「国際人権条約の国内適用に関する連続ウェビナー」を4回にわたり開催したことに遡る。その後、第4回LAWASIA人権大会が福岡で開催されることが決まった際、KBA国際人権委員会委員長のPillkyu Hwang氏から「是非、これまでの総仕上げのセミナーを福岡で開催しよう」とのご提案をいただいたのである。ちょうどその頃、韓国の憲法裁判所で、外国人収容施設における無期限収容を違憲とする画期的な判決が言い渡されて話題になっていたことから、「国際人権条約の国内適用」と、「入管収容問題」の二つのテーマを柱とする共同セミナーをLAWASIA人権大会のプレセッションとして企画することとなった。

当日は、日弁連とKBAから4名ずつ計8名のスピーカー・討論者が登壇し、互いの実務状況を報告し、意見交換をした。会場には60名ほどが参加され

質疑応答も活発に行われた。内容は非常に実務的で、韓国から学ぶことは多かった。何より、政府相手の困難な裁判を戦わなければならない人権分野では、弁護士も心が折れそうになることも多々あるなか、今回のセミナーを通じて国境を超えてempowerし合うことが出来た。夜の懇親会でも互いにたたえ合い、励まし合い、今度は韓国で共同セミナーを開催することを約束して別れたのであった。

(3) 人権大会のセッションについて

翌3日から4日にかけて行われた人権大会のセッションで取り上げられたテーマは「武力紛争と大規模人権侵害」「移民・難民」「死刑廃止」「子どもの権利と環境破壊」「オンライン上の女性への暴力」「ビジネスと人権」と、普遍的なものから現代的なものまでバラエティーに富んだ、そしていずれも重要なものばかりであった。これらのテーマ選定と本番までの準備は、日弁連の各関連委員会の委員で構成されるチームが担い、私は全体のスケジュール管理、必要に応じて登壇者への連絡、日弁連事務局とセッションリーダーとの間の橋渡しなど、とにかく手の足りないようなところをフォローするよう努めた。

準備の過程で最も苦労したのは登壇者選びであった。できるだけ多くの国・地域から、できるだけ公募 (call for speakers) で、かつ、ジェンダーバランスに配慮して登壇者を決めよう、という目標を掲げたものの、公募に対しては思ったように応募が集まらず (なぜか一つのセッションに応募が集中)、多くのセッションでなかなか登壇者が確定しないという事態となった。さらによく決まった登壇者からメールの返信がないとか、ビザの取得が間に合わなかったとか、パウポの資料が提出されない、などなど、直前の1ヶ月は日々勃発するマイナートラブルに対応し続ける日々であった。

しかし、ある人が「国際会議はこんなもので、最後は何とかなる。」とおっしゃった言葉を心の支えに本番を迎えたところ、「最後は何とかなった」どころか、予想を遙かに上回る数の参加者の熱気に包まれながら、9カ国から集まった総勢38名の豪華な登壇者による報告と議論が行われ、どのセッションも成功裏に終えることができたのである。ずっと前から決まっていた登壇者はもちろん、直前に決まった登壇者も、いずれも皆さん素晴らしい資料を準備

し、プレゼンをしてくださった。議論が白熱しすぎて終了時間が過ぎても終わらないセッションもあった。何より、非常に自然な形で、本大会のテーマでもある「人権侵害に対する国境を越えた弁護士の連帯」の必要性が全てのセッションで強調されていたことは印象的であり、LAWASIAの存在意義を改めて確認する大会であったと思う。これもひとえに日弁連事務局の皆様による献身的なサポートと、各セッションの準備チームの皆様のご尽力、さらに現地でのスムーズな進行を支えてくださった福岡弁護士会の皆様のご協力のおかげである。

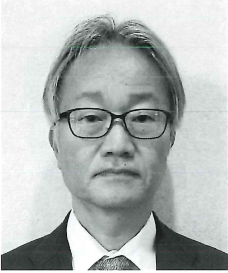
なお、数年ぶりの対面開催であったことについて、特に人権弁護士の集まりの場合は経済的な問題等に配慮してハイブリッド形式で開催することが望ましかったのではないかとの意見も聞かれた。しかし、今回の大会で私は、対面だからこそ交わされる白熱した議論、そこで形成されていく連帯のムードを目の当たりにした。悩ましい問題ではあるが、それぞれメリット・デメリットのある対面形式とハイブリッド形式を、テーマや時期により組み合わせて実施していくほかないのではないかと思う。

3 今後について

2022年9月にLAWASIA副理事を務めておられた上柳敏郎先生が急逝され、誠に及ばずながらその後任を務めることとなった。また、今回の大会を機にLAWASIA人権委員会のメンバーにも加えていただくことになった。特に英語力に自信がないので、どこまでお役に立てるか甚だ心許ないのであるが、一方で、日弁連国際人権問題委員会の中には、今回の大会に関わったことを契機として、今後、アジア太平洋地域の弁護士との連帯を積極的に実現していこうという声が挙がっている。

今回の素晴らしい大会を単なる打ち上げ花火で終わらせないためにも、彼ら彼女らの熱意をLAWASIAというツールを活かして形に変えていく、その過程において私に出来ることがあれば幸いである。

ローエイシアに参加する意味



弁護士
池田 猛

私がローエイシアの年次大会に初めて参加したのは、2017年の東京大会である。国内開催であったため気軽に参加できた一方、海外の法曹との交流面では十分ではなかったという反省があった。そこで、その後も引き続き参加することを決め、その翌年から、カンボジアのシェムリアップ大会、香港大会、シドニー大会及び福岡人権大会に参加した。5度の大会参加を経て、大会に参加する意味が私なりに明確になってきたので述べておきたい。私がローエイシアに参加する意味は①国際交流・異文化に触れる楽しみ、②弁護士業務へのプラスの影響、③ローエイシアの存在意義への賛同、大きくこの3つである。

① 国際交流・異文化に触れる楽しみ

年次大会においては、歓迎パーティー、各セッション間のコーヒープレイク、ランチタイム及びディナーパーティー等、海外の法曹とのコミュニケーションの場が用意されており、国際交流を楽しむことができる。また、大会が開催されている都市を実際に訪れ、その文化、風土、歴史、人々の生活を肌で感じることができることも大きな魅力である。

② 弁護士業務へのプラスの影響

私は、地域に密着し個人や中小企業のクライアントから事件の依頼を受けている。近年は英語での対応が求められる案件も増えてきている。特に中小企

業の渉外関係について法的サポートを行い、不測の不利益を回避することに役立ちたいという思いがある。そのために、国際基準での理解を深める意味でも、ローエイシアへの参加が業務にプラスになっていると感じている。

③ ローエイシアの存在意義への賛同

ローエイシアの年次大会では、ビジネス法、刑事法、家族法、環境法、人権、国際的な紛争解決手続及び憲法構築等の様々な分野がある。各分野において、各国の専門家の問題提起や報告を受け議論がなされる。アジア太平洋諸国等の市民社会の中で、これらの解決すべき問題は、すべて人権保障に関連し、人権保障を実効化するためには、法の支配が不可欠であると考えさせられる。また、2022年2月以降のウクライナ＝ロシア紛争は、武力侵攻が最悪の人権侵害であることを改めて確信させた。国際政治や国連システムが効果的に働かない一方で、国内外の弁護士会や法曹団体が武力紛争の犠牲者に対して国境を越えた支援を開始している。ローエイシアは、特定の国に属さない国際的なグループとして、各国の弁護士会や法曹団体のサポートに加え、各国政府や市民社会に法の支配の観点から提案し説得を可能とする重要な役割を担っている。私は、ローエイシアの役割に賛同するとともに、ローエイシアが今後の国際社会の中で大きく存在感を増していくことが期待されていると考える。

若手会員の国際会議への参加



弁護士

光野真純

私は2014年1月に弁護士登録し、2016年8月にスリランカ大会に初めて参加して以来、定期的にLAW ASIAの年次大会に参加している。海外に興味があり、2017年東京大会の組織委員となった。また、東京大会のレセプションで私が所属している和太鼓チームがオープニングで太鼓を叩くことになったので、その宣伝のためにスリランカ大会に参加した。国際会議が何をやるものなのかよく分かっていなかったし、登録費用がかかる上、あまりにも高額で驚いた。大会参加中も自己紹介で「専門は？」と聞かれても3年目のアソシエイトとしては「ふられた仕事は何でも」というもので、専門らしい話もできなかった。日常英会話はできたものの、セッションの英語は全くと言っていいほどわからないし、スリランカ大会では、正直、「太鼓叩きに来ました！」という感じだった。

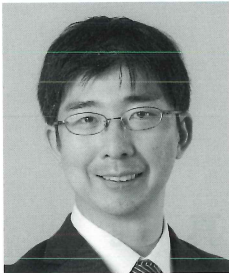
でも、LAWASIAはメインのセッションが金土日で行われ、開催地もアジアのため移動の時間も長くない、夏休みを利用したり、事務所も1日休めば参加可能であるので、若手会員であっても参加しやすかった。セッションの英語が分からなかったのが英語も再び勉強し始めた。日本だったら普段お話しできないような先生方にも名前を覚えてもらって、色々お話をしてもらった。他の国の話を聞いたり、法的な問題意識を共有できたり、知らない世界が知れて、何よりも楽しかった。

その後、コロナ禍を経て、2022年11月、久しぶりにシドニー大会へ参加した。弁護士生活も10年目に

なり、商標や著作権などの知的財産分野が専門となり、訴訟が好きなことに気づいた。シドニー大会ではIPセッションのスピーカーをさせていただき、チュッパチャップス事件の裁判例を報告した。2023年9月には福岡で人権大会が開催され、私はあまり人権分野の取り扱いがないがせっかくの日本開催なので参加した。参加するのであればLAWASIAを楽しもうと思い、オープニングセレモニーは浴衣で参加した。そうしたところ、日弁連会長、東弁会長をはじめ、福岡県弁護士会会長、歴代ローエイシア会長などから「盛り上げてくれてありがとう」と言っていただき、外国からの参加者からも「着物きれい！」「一緒に写真撮ろう」と話かけていただき、交流のきっかけになった。まさか「ありがとう」なんて言っていただけるとは想定してなかったし、楽しみたいから着ただけなのだが、その場が華やかになり、おもてなしの気持ちも表現でき、簡単に交流できるきっかけを提供できて、これも私が提供できる1つの役割であると自信を持てた。

私は、このようにLAWASIAへの参加を通じて自分の成長に気づくことができたし、参加する度に不甲斐ない思いをすることで勉強する機会を与えられてきたように思う。仕事に直結するものではなく、お金も時間もかかるので、若手会員が参加するハードルは高いと思うが、ぜひ若手会員こそLAWASIAに参加してみてその知見や視野を広げてほしいと思う。

2023年ローエイシア福岡人権大会に参加して



弁護士
安倍 嘉一

2023年9月2日から4日まで開催された、ローエイシア福岡人権大会に参加した。ローエイシアの大会自体は昨年シドニーで参加したが、日本で行われたのは2017年の東京大会以来である。海外からの参加者はやや少ない印象であったが、福岡県弁護士会や日弁連の協力（特に若手に対する補助）もあり、多くの日本人弁護士が参加して、非常に盛況だったと思う。

この大会に出て改めて感じたのは、直接会って話をするのがいかに大事であるか、ということである。今回の大会では、自分が所属する日弁連国際交流委員会のメンバーも多く参加していたが、コロナ後は委員会自体もすべてリモートで行われていたため、直にお会いするのは本当に久しぶりであり、かつ中にはWebを通してしかお会いしたことが無かった方とも初めて直接お会いすることができ、その人となりをよく知ることができた。Web会議は非常に便利なツールではあるものの、交流という点に関しては、やはり直接対面で話をするのが非常に重要であることを改めて実感した。

もう一つ感じたのは、以前から言われてきたことであるが、こうした国際的な法曹団体とのつながりを維持していくことの難しさである。この大会でも明らかのように、国際的な活動に関心のある弁護士はそれなりにいると思われる。しかしながら、大会の参加費用の高さ、交通費や宿泊費等の出費、また日常業務の忙しさなどから、わざわざ仕事を休んで海外に行って大会に参加する弁護士は非常に少ない

(今回の大会も、日弁連からなされた若手弁護士に対する補助の効果は大きかったと思われ、それがなければどれくらいの弁護士が参加しようと思ったであろうか)。ましてや、1回行くだけではなく、継続的に参加しようというのは物好きな(?)一握りの弁護士に限られており、それで何とか団体とのつながりが維持されているというのが現状である。東京大会の際に若手の弁護士のつながりができ、それでカンボジア大会には多くの若い弁護士が参加していたが、やはり継続的に参加してもらうにはハードルが高く、コロナによる中断でその結びつきもなくなってしまった。

自分自身は国内の労働法を専門としており、基本的に業務で海外との接点はないのであるが、それでも、近年は海外のクライアントからの日本の労働法に関する質問や、日本企業の海外進出に際しての相談等、国境を越えた案件が増えてきているのを感じる。そうであれば、ローエイシアのような団体を通じて他の国の弁護士と知り合いになることも将来のキャリア形成にとって決して無駄ではないと思われる。より多くの若手弁護士が参加することが望まれる。

実効的な救済へのアクセスの実現

——ビジネスと人権——



日弁連国際人権問題委員会
幹事

小林 美奈

2023年9月2日から4日にかけて開催されたLA WASIA福岡人権大会に参加し、全体セッション「ビジネスと人権における効果的な救済の実現に向けて—国境を超える弁護士の役割と協働の可能性」に登壇する機会をいただいた。

2011年に国連人権理事会にて全会一致で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」は「国家の人権保護義務」、「企業による人権尊重責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱からなり、ビジネス活動に伴う人権侵害の予防と是正を目的とする指導原則においてこの3本の柱は相互に関連し、同等の重要性を有する。しかしながら、日本のみならずグローバル全体で第3の柱への取組は遅れており、指導原則10年の節目にビジネスと人権国連作業部会が発表した次の10年に向けたロードマップにおいても優先課題とされている（行動分野4）。こうした現状を踏まえて、本セッションでは、救済へのアクセスに関する各国の現状を共有し、その保障を加速するために弁護士が国際的にどのように協働していけるのかというトピックのもと、活発でインタラクティブなセッションが実現した。

司法的救済に関しては、各国で好事例も登場してきたはあるものの、司法手続は時間がかかるという問題点に加え、裁判所に事案を取り上げてもらうために社会運動が必要、国際人権に沿った判決が出るかは裁判官が先進的であるかという偶然性に支配される面があるといった課題が共有された。司法手続は弁護士の主戦場の一つであるが、そこにいかに指

導原則の枠組みを活かしていくか、ライツホルダーを中心に置くことは当然ながら、社会課題を広く捉える視野、アドボカシー能力、クリエイティブな発想などさまざまな能力が求められていることを実感した。

非司法的救済に関し、日本におけるOECD多国籍企業行動指針に基づく国別連絡窓口（NCP）の実態を紹介した。2000年の設置以来日本NCPへの申立件数は極めて少なく、また、あっせんの中で申立者と相手方間の実質的な対話が行われた事案はたった1件である。あっせん手続に進んだ他の事案では企業側が対話自体に応じないまま手続が終了している例が多い。NCPは指導原則の注釈に明示された救済メカニズムの一つであり、また、対話は指導原則の根幹である。企業をはじめステークホルダーに正しく指導原則の精神を伝え、NCPを通じた実質的救済を実現することは、弁護士が活躍すべき場面の一つであろう。

指導原則が求める救済は、被害者に対して「救済のブーケ」、すなわち多様な救済チャネルと多様な救済内容、が提示され、ブーケの中から被害者自身が選択できることが本質である。本セッションを通じて、多くの国で救済へのアクセス手段が限られているという問題点が浮き彫りになったが、指導原則と国際人権基準に精通し、実効的な救済へのアクセス向上や社会のアップデートに貢献することは、人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士に求められる大きな役割であると実感した。

理事会及び総会

日本ローエイシア友好協会（会長・小杉丈夫）の理事会及び定時会員総会が、去る5月16日午後1時30分より、東京都中央区京橋の国際商事法研究所において開催された。

（WEB会議併用）。

出席理事（13名）

同理事会では、下記議題について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

- 2022年度事業報告及び収支決算案承認の件
- 2023年度事業計画及び収支予算案承認の件
- 役員改選及び選任の件（任期満了につき）新任（順不同、敬称略）理事／安倍嘉一、北村聡子、島村洋介
- ローエイシア執行委員会報告の件
- 新型コロナウイルス感染拡大下におけるローエイシア本部活動への協力の件
- アジアビジネスローフォーラム（ABLF）の活動の件
- 家族法部会の活動の件
- 今後の当協会の組織体制と活動について
- ニューズレター発行の件

《アジアビジネスローフォーラム(ABLF)》

4月24日に第1回アジアビジネスローフォーラム研究会「アジア・環境・人権～故上柳敏郎弁護士から次世代へのメッセージ」が開催され、上柳先生の功績を振り返りつつ次世代に何を引き継ぎつづのかについて議論されました。

司会：

桐本 裕子（弁護士・東京駿河台法律事務所・日弁連国際交流委員会委員）

スピーカー：

小島 延夫（弁護士・東京駿河台法律事務所・元早稲田大学大学院教授）

矢吹 公敏（弁護士・元東京弁護士会会長・元日弁連国際交流委員会委員長）

佐藤 安信（弁護士・日弁連国際交流委員会委員・元東京大学大学院教授）

鈴木五十三（弁護士・元ローエイシア会長・ABLF副代表）

白木 敦士（琉球大学大学院法務研究科准教授・弁護士（ニューヨーク州））

会員の状況

（令和5年9月30日現在）

個人A会員	95	
個人B会員	37	
法人A会員	2	
法人B会員	12	（計 146）

☆会員の区分について☆

個人A会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）
年会費 18,000円

個人B会員（当協会会員資格）
年会費 5,000円

法人A会員（法人B会員のサービスの他、LAWASIAビジネス法部会会員）
年会費 45,000円

法人B会員（個人A会員と同じサービスも受けられる）
年会費 33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（令和5年9月30日現在 ※は新任）

顧問	安倍 嘉人	元東京高等裁判所長官
	石川 正	弁護士
	内田 晴康	弁護士
	中川 英彦	元京都大学法学研究科教授
	柳田 幸男	弁護士
	吉村 徳重	九州大学名誉教授
会長	小杉 丈夫	弁護士
副会長	鈴木 五十三	弁護士
	小原 正敏	弁護士
常任理事	酒井 邦彦	前広島高等検察庁検事長
	鈴木 正貢	弁護士
	熊倉 禎男	弁護士
	神田 秀樹	学習院大学法科大学院教授
	堀 裕	弁護士
	高谷 知佐子	弁護士
	山浦 勝男	事務局長
理事	板津 正道	最高裁判所事務総局秘書課長
	柴田 紀子	法務省大臣官房審議官
	森永 太郎	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原 佳子	弁護士
	※安倍 嘉一	弁護士
	市毛 由美子	弁護士
	大谷 美紀子	弁護士
	川村 明	弁護士
	※北村 聡子	弁護士
	小泉 淑子	弁護士
	澤井 英久	弁護士
	芝池 俊輝	弁護士
	※島村 洋介	弁護士
	田中 浩三	弁護士
	森 篤昭	名古屋大学名誉教授
	吉田 和彦	弁護士
監事	青山 善充	東京大学名誉教授

編集後記

2022年1月から約1年半ぶりにこのニューズレターを発行することができました。これも偏に小杉会長、鈴木（五）副会長の尽力を始め、今回このニューズレターへのご寄稿に快く応じていただきました日弁連の小林会長など多くの執筆者のお力添えであったことと茲に深く感謝申し上げます。

今年は、コロナ禍から徐々に日常生活が戻りつつあり、多くの集会がハイブリッド、またはリアルに参加できるようになりました。このニューズレターでは主に9月に開催されましたローエイシアの福岡人権大会を取り上げています。事務局も一部この大会に参加させていただきましたが、ローエイシアのPresidentであるMelissa K Pang氏を始め各国の枢要なローエイシアメンバーが来日、活発な議論を展開されていました。大会自体、リアルなパネルディスカッションですから、しばしばパネラー間での白熱した議論もありました。また、その後パネラーと質問者がその場ですぐに自由に意見交換できるのは、リアルだからこそです。さらに、休憩時間などではローエイシアメンバー間で旧交を温める場面もしばしば目にしました。

ローエイシアを通じて各国の法曹ネットワークがより緊密になっていく姿を今回この福岡人権大会から垣間見ることができました。（事務局長／山浦勝男）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区京橋2-7-14 ☎104-0031
一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3528) 6525 FAX 03 (3528) 6526
E-mail : lawasia@ibitokyo.jp